

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和8年3月24日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、愛知県総合教育センター農業教育共同実習所の所管変更に伴い、規定を整備する必要があるからである。



## 学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

愛知県総合教育センターについて、農業教育共同実習所の所管を学校支援研究課から総務企画課へ変更する。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和8年4月1日

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和四十五年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

愛知県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に総務企画課、学校支援研究課、学校支援研修課及び子ども支援課を置き、総務企画課に総務室、企画情報推進室及び農業教育共同実習所を置く。

第二条第二項総務企画課の分掌事務中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 農業教育に係る生徒の実習に関する事。

八 農業教育の研究及び研修に関する事。

第二条第二項学校支援研究課の分掌事務第四号及び第五号を削り、同条第三項中「各室」の下に「及び農業教育共同実習所」を加え、同項総務室の分掌事務第六号中「及び室」を「室及び所」に改め、同項に農業教育共同実習所の分掌事務として次のように加える。

農業教育共同実習所

一 農業教育に係る生徒の実習に関する事。

二 農業教育の研究及び研修に関する事。

第二条第四項を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(総合教育センター)

第二条 愛知県総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)に

総務企画課、学校支援研究課、学校支援研修課及び子ども支援課を置き、  
総務企画課に総務室、企画情報推進室及び農業教育共同実習所を置く。

旧

(総合教育センター)

第二条 愛知県総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)に

次の表の上欄に掲げる課を置き、総務企画課及び学校支援研究課に同表  
の下欄に掲げる室及び所を置く。

総務企画課	総務室 企画情報推進室
学校支援研究課	農業教育共同実習所
学校支援研修課	
子ども支援課	

2 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一〇六 略

七 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

八 農業教育の研究及び研修に関すること。

九 略

学校支援研究課

一〇三 略

2 同上

総務企画課

一〇六 略

七 略

学校支援研究課

一〇三 略

四 農業教育に係る生徒の実習に関すること。



学校支援研修課

一及び二略

子ども支援課

一及び二略

3 総務企画課の各室及び農業教育共同実習所の分掌事務は、次のとおりとする。

総務室

一〇五略

六 その他の課、室及び所の主管に属しないこと。

企画情報推進室

一〇五略

農業教育共同実習所

一 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

二 農業教育の研究及び研修に関すること。

五 農業教育の研究及び研修に関すること。

学校支援研修課

一及び二略

子ども支援課

一及び二略

3 総務企画課の各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務室

一〇五略

六 その他の課及び室の主管に属しないこと。

企画情報推進室

一〇五略

4 学校支援研究課の農業教育共同実習所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

二 農業教育の研究及び研修に関すること。